

【政府の会計区分と会計基準】

● 中央政府の会計

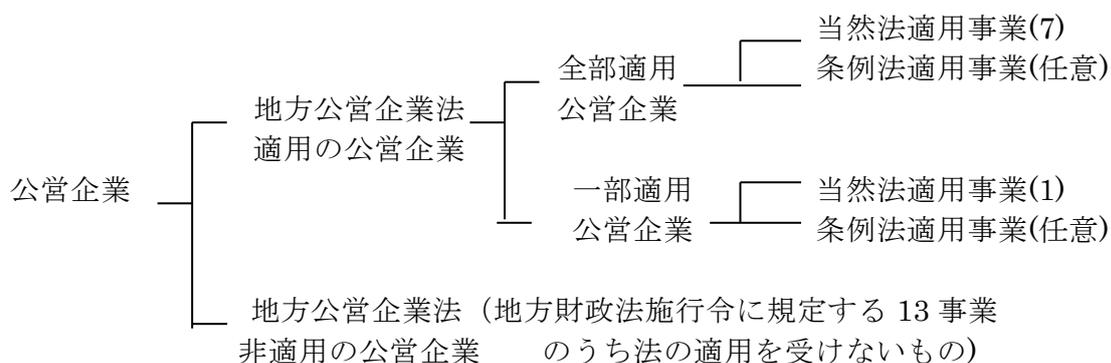
国の会計区分と会計処理方式

会計区分	会計処理基準	会計基準等の根拠法規
一般会計	修正現金主義	特になし(財政法,会計法)
特別会計(13)交付税、年金、特許、 国債整理、国有林野事業、 外為、地震再保険、自動車安全、 東日本大震災復興、その他特別 会計	発生主義	特別会計財務書類作成基準等
政府関係機関(4) 沖縄振興開発金 融公庫、日本政策金融公庫、国際協 力銀行、JICA 有償資金部門		

● 地方政府の会計

地方の会計区分と会計処理方式

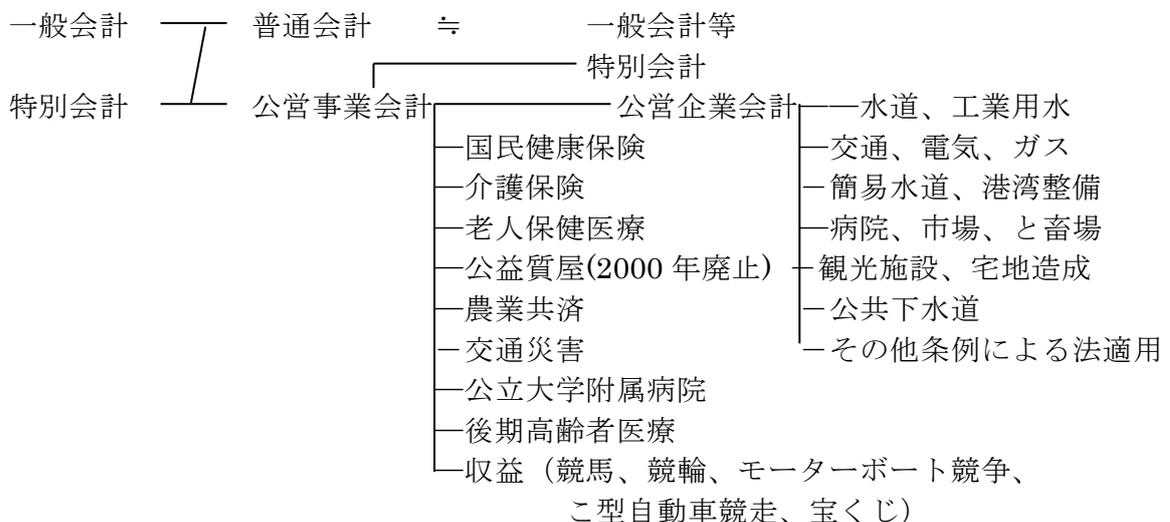
自治体の会計区分		決算統計上の会計区分	会計処理基準	会計基準等の根拠法規
一般会計		普通会計	修正現金主義	特になし 各自治体の財務関係規則 (地方公営企業法非適用)
特別 会計	条例設置	公営事業会計	発生主義	地方公営企業法 地方公社は各法の会計規定 民法法人は公益法人会計基準 商法法人は商法の会計規定等
	公営企業法 適用			
外郭団体の会計				



自治体の会計区分と決算書類

自治体の会計区分と決算書類		決算統計上の会計区分と決算書類			
決算書類	会計	事業		会計	決算書類
歳入歳出決算書,歳入歳出決算事項明細書,実質収支に関する調書、財産に関する調書	一般会計	一般行政事務		普通会計	地方財政状況調査表,決算状況(決算カード)
歳入歳出決算書,証書類等	特別会計	設置義務なし	・公営事業以外の事業で条例で設置:市街地再開発事業,埋立事業,母子福祉貸付金事業,公債管理事業など		
決算報告書,貸借対照表,損益計算書,剰余金計算書又は欠損金計算書等(企業会計方式による決算)		設置義務あり	公営企業	地方財政法上の事業:①上水道,工業用水,交通,電気,ガス,簡易水道,港湾整備,病院,市場,と畜場,下水道,観光施設,宅地造成,下水道,駐車場整備,その他条例で設置 地方公営企業法の事業:①水道,②工業用水道,③交通,④電気,⑤ガス,⑥簡易水道,⑦港湾整備,⑧病院(財務のみ)	公営事業会計

[自治体の会計] [決算統計上の会計] [財政健全化法の会計]

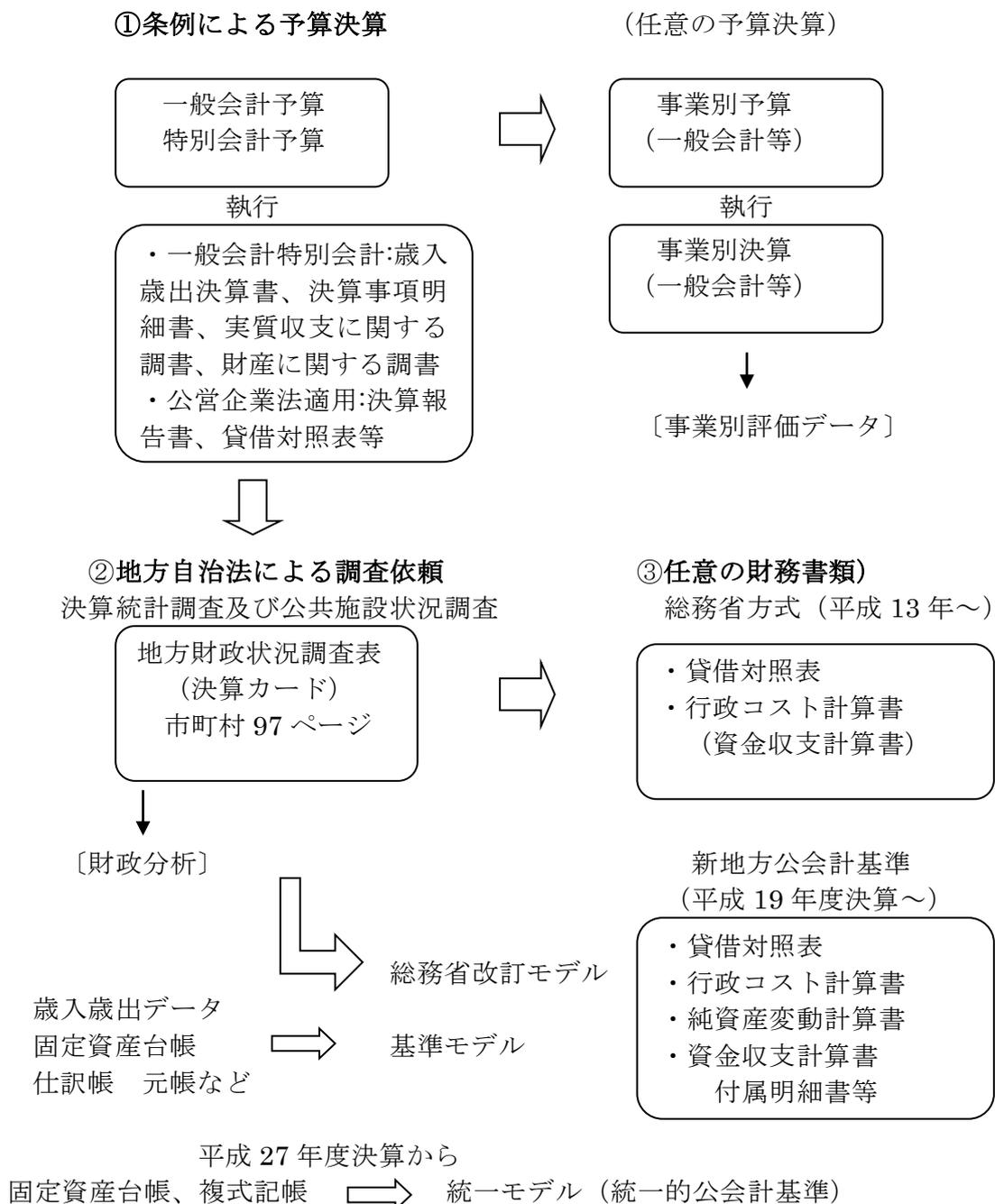


【自治体の予算決算制度】

● 現行の予算決算制度

自治体の作成する決算は3つ

- ① 条例に基づく一般会計予算および特別会計予算に係る決算
議決を要する予算に対する決算（議会で認定）
- ② 地方自治法による地方財政状況調査（普通会計決算）
地方財政白書等の決算統計用の決算
- ③ 総務省の依頼による財務書類（貸借対照表等4表）
企業会計的手法による決算書



● 総務省の依頼による財務書類の作成（公会計改革へ向けた取り組み）

総務省の公会計整備に関する経緯

平成 11 年 「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」による検討開始

12 年 3 月 同研究会報告書においてバランスシート及び行政コスト計算書の様式を参考資料として公表（総務省方式）

平成 18 年 4 月 「新地方公会計制度研究会」設置

・公会計制度の整備・促進のための研究会を設置

5 月同研究会報告書

・新公会計モデルとして「基準モデル」および「総務省方式改訂モデル」の提示

平成 22 年 9 月 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」設置

平成 25 年 9 月 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」設置

・これまでの検証を行い国および国際公会計基準の動向を踏まえて検討

平成 26 年 1 月 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会報告書」

・新たな「統一基準」の提示。平成 27 年度決算からの導入を要請

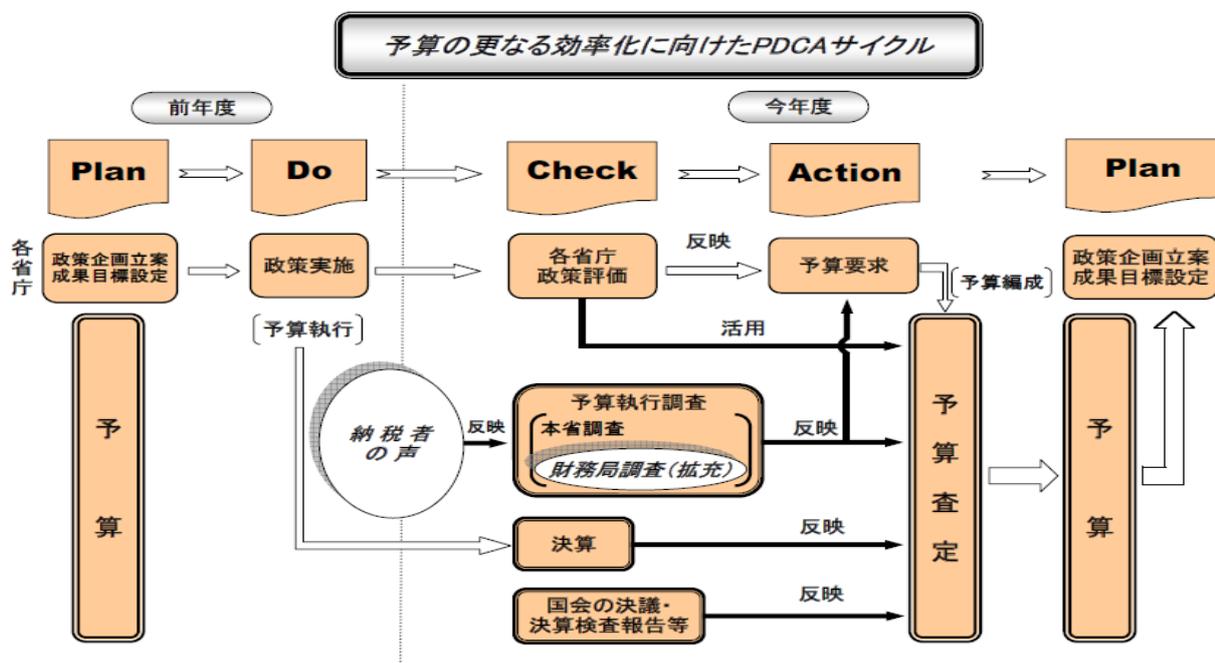
● 予算マネジメント改革へ向けた取り組み

・経済財政諮問会議「基本方針 2003、2006」

・発生主義会計等の民間企業会計手法の導入による改革の推進

予算マネジメントの導入など

財務省の説明する予算マネジメント



【決算統計（決算カード）の読み方と分析】

● 決算統計とは

国の財政統計に利用するため昭和 44 年度より電算化され統一フォームにより作成されている決算で、決算状況調査表として全自治体に要請されているもの。平成 13 年度決算から総務省の HP に全自治体の決算状況資料集（総括表等決算データ）および決算状況（決算カード）がアップされている。

● 財政分析の目的

自治体は健全な運営に努めなければならないことが地方財政法第 2 条で規定されている。ここで健全な運営とは、収支均衡の確保、自主性の確保、財政構造の弾力化などが一般的には要請されている。財政分析は、これらのことを決算で検証することになる。

● 決算統計ための決算書

財政分析は自治体が総務省に決められた様式で提出する「決算状況」（通称は決算カード）で行う。決算カードは地方財政の決算統計のために作成される普通会計（自治体の一般会計と公営事業会計以外の特別会計）の決算書。現金主義会計で作成されるため 1 年間の現金支出のみが集計され、建物などストックや減価償却費は計上されない。

● 決算統計（決算カード）の構成

決算カードに集計されているのは、①収支状況、②歳入の状況、③市町村税の状況、④性質別歳出の状況、⑤目的別歳出の状況、⑥指数等、であるので、これらの数値について経験的、標準的、基準法規等に照らして検証する。

①収支状況：

収支状況の分析では、収支均衡が確保されているか、年度の決算収支はどうであったかなどを調べる。

②歳入の状況：

ここでは、歳入の構成状況から財源の自主性や依存性などについて分析する。

③市町村税の状況：

市町村税の税目について内容を検討する。

④性質別歳出の状況：

支出を経済的な性質別に分けて集計したのが性質別歳出である。

⑤目的別歳出の状況：

目的別経費は行政機構に応じた区分で行政事務配分の割合としてみるができる。

⑥指数等

この指数等は財政分析で重要なデータがまとめられている。ただし、あくまで普通会計の決算カードの分析であって実態の指標ではないことに留意しておく必要がある。

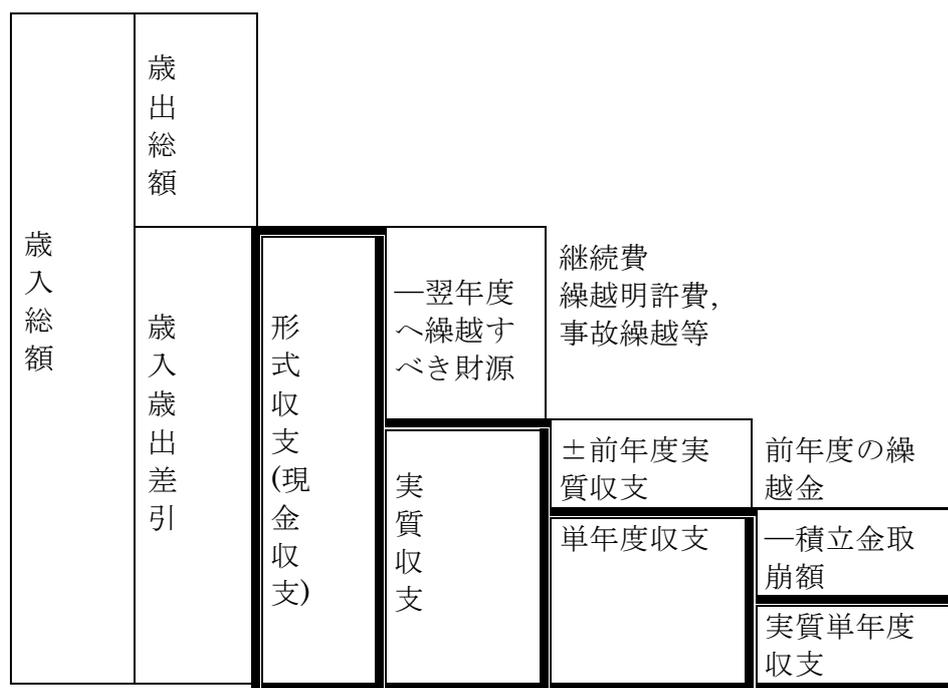
● 決算状況（決算カード）の財政分析のポイント

①収支状況：

収支状況の分析では、収支均衡が確保されているか、年度の決算収支はどうであったかなどを調べる。決算収支は公会計が現金主義会計であるので現金のみの収入・支出である。収入は年度で括ると歳入、支出は歳出となる。また実際の現金収支と実質的に帰属する年度の収支が異なる場合には繰越等の会計処理が必要となる。

- ・歳入歳出差引……歳入総額から歳出総額を控除した現金の収支で形式収支とも表す。赤字の場合には翌年度の歳入から繰入れる翌年度繰上充用を行い赤字決算を避ける。
- ・翌年度に繰越すべき財源……歳入に財源として計上した翌年度以降の継続費繰越額、繰越明許費繰越額および事故繰越繰越額に分であり、翌年度以降の支出とするために繰越経理をする。決算統計上は上記のほか事業繰越額と支払繰延額がある。
- ・実質収支……歳入歳出差引から翌年度に繰越すべき財源を控除した額。実質収支がプラスなら純余剰、マイナスなら純赤字を意味する。
- ・単年度収支……当該年度の実質収支から前年度の実質収支を控除した額。当該年度のみ黒字・赤字を意味する。当年度の実質収支は前年度の収支も関係している。当年度の実質収支から前年度の実質収支を控除すると単年度収支が求められる。単年度収支が黒字のときは、前年度収支が黒字であれば剰余金の増加を意味し、前年度収支が赤字であれば解消したことを意味する。また単年度収支が赤字のときは、前年度収支が黒字であれば過去の剰余金を食いつぶしたことを意味し、前年度収支が赤字であれば赤字がさらに増加したことを意味する。また単年度収支に財政調整基金積立額と地方債繰上償還額を加え、財政調整基金取崩額を控除して求めると実質単年度収支になる。単年度収支に実質的な赤字および黒字の要因を加えたもの。
- ・積立金……財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金の合計額。
- ・繰上償還金……地方債の償還期限前に償還した額。
- ・積立金取崩し額……赤字を補てんするために積立金を取崩した額。
- ・実質単年度収支……単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩額により求めた額です。単年度収支から収支以外の要因を除いて真の収支をみたもの。

分析のポイント：自治体の収支は黒字を計上する必要はないが、収支均衡が確保されているためには、経験的に実質収支を標準財政規模で除して求める**実質収支比率**が3～5%程度であることが望ましいとされている。なお、財政再建準用法のもとでは実質収支比率が市町村で△20%、都道府県で△5%を超えると**財政再建準用団体**の指定を受けるか自主再建の選択が義務づけられていた。



②歳入の状況：

ここでは、歳入の構成状況から財源の自主性や依存性などについて分析する。用途の自由な財源を**一般財源**、決められた財源は**特定財源**。自らの権能で調達しうる財源を**自主財源**、他からの財源を**依存財源**という。決算カードの歳入欄には、決算額とそのうち用途が自由で経常的に収入しうる財源を経常一般財源等として再掲している。歳入は**経常一般財源**(地方税、地方譲与税の一部、地方交付税、各種交付金の一部など)と**経常特定財源**(国庫支出金のうち義務教育費や生活保護費国庫負担金等、都道府県支出金の一部など)、**臨時一般財源**(使用料・手数料の一部、繰入金のうち基金取崩、地方債のうち赤字地方債など)と**臨時的特定財源**(法定外普通税、特別交付金、国庫支出金、都道府県支出金など)に分けられる。財源としては、用途の自由な経常一般財源の割合が多いほど自主的な財政運営が可能となる。

分析ポイント：財政分析では一般財源の歳入に占める割合をみる。一般財源の割合が高いほど自由に使える財源が多いため自主性が確保されることになる。自主性の割合の目途はないが地方財政全体で地方税の割合はおおよそ 4 割であるので 4 割自治ということになる。

③市町村税の状況：

市町村税の税目について内容を検討する。市町村税の欄には徴収済額とそのうち超過課税により徴収した額が記入されている。地方税は分権一括法で課税自主権が広がり裁量的に課税できるようになり、また平成 19 年度から住民税は 10%の比例税となるなど地方税制も分権化されてきた。課税自主権をどの程度行使しているか、また税は徴税事務が重要であるから徴収率もあわせてチェックする必要がある。

④性質別歳出の状況：

支出を経済的な性質別に分けて集計したのが性質別歳出である。性質別歳出の欄には、決算額とそのうち一般財源等で充当した**充当一般財源**とさらに**経常経費**に充当した**一般財源等**が示される。歳出のうち**人件費+扶助費+公債費**=義務的経費とよび、支出が義務的に拘束されるので多いほど硬直的な経費構造となる。また**物件費**は人件費以外の賃金、旅費、交際費、

備品購入費、委託料等であり最近は民間委託が進み委託料が増えて物件費のウエイトが膨れている。**補助費等**は公営事業への補助、一部事務組合への負担金、各種団体等への補助金などの経費であり、**繰出金**は公営企業法の適用のない公営事業への補助である。

分析ポイント：義務的経費できるだけ抑えることが求められる。しかし、福祉政策を推し進めれば扶助費が増加するので義務的経費は膨れる。少子高齢社会では扶助費は公債費と人件費とは別にして検討すべきである。

物件費については施設の維持管理等を民間委託すれば物件費のウエイトが高まるが、委託料等が適正かどうかを常にチェックしておくことが求められる。

⑤目的別歳出の状況：

目的別経費は行政機構に応じた区分で行政事務配分の割合としてみる事ができる。目的別歳出の欄には、決算額とそのうち投資分に相当する普通建設事業費の額、また決算額のうち一般財源等から充当された金額が示されている。議会費は議会活動に要する経費で、議員の報酬や政務調査費、委員会の運営費、公聴会の実費支弁等の経費、総務費は庁舎や公民館などの維持管理・建設、徴税、住民台帳管理、統計調査、選挙管理等に充てられた経費、民生費は高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、生活保護および災害救助に充てられた経費で扶助費と同様に生活保護世帯の増加とともに民生費のウエイトが年々増加している。衛生費は清掃費、保健所費、保健衛生費などの経費、労務費は失業対策費、雇用促進等の経費、商工費は中小企業関係諸費、消費者行政、工業団地造成費などであり、土木費は道路、河川、港湾、土木管理、住宅建設などの建設事業費、教育費は小中学校の校舎建設・教員給与、社会教育費、幼稚園費などである。これらの経費にはいずれも建設事業費も含まれているので、性質別経費とクロスして検証する場合には行政コスト計算書を利用すると分析できる。

⑥指数等

ここの指数等は財政分析で重要なデータがまとめられている。ただし、あくまで普通会計の決算カードの分析であって実態の指標ではないことに留意しておく必要がある。

- ・ **基準財政需要額**：自治体が合理的で妥当な水準の行政活動を行うために必要な財政需要を各行政項目ごとに算定して求めた額である。現行の算定方法は、市町村では消防や小中学校、道路整備などの行政サービスについて人口や面積などを測定単位とし、これに自治体の地勢や気候、人口等の差異を補正係数により割増・割落して調整して、人口 10 万人都市を基準にした平均の単価費用を乗じて求める。
- ・ **基準財政収入額**：標準税率で収入される地方税、各種交付金および地方譲与税の合計額で求める普通交付税の算定基準である。 $(\text{普通税} + \text{利子割交付金} + \text{消費譲与税}) \times 75\% + (\text{地方譲与税} - \text{消費譲与税})$ で算定される額である。75%の分を基準税率、25%を留保財源率と呼んでいる。留保財源を設けるのは税金を増やしたとき留保財源がなければ増加分が全額交付税の減となるので徴税努力へのインセンティブをもたせているからである。
- ・ **標準税収入額**： $(\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税}) \times 75 / 100 + \text{地方譲与税}$ で求める額である。
- ・ **標準財政規模**：標準税収入額に普通交付税の額を加えた額である。一般財源の標準規模を表している。実質収支比率、経常一般財源比率などの分母となる。
- ・ **財政力指数**：基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の過去 3 年間の平均値である。この値が 1 未満であれば需要額に収入額が足りないから普通交付税が交付され、1 以上であれば収入超過であるから不交付となる。不交付団体は富裕団体とも呼ばれるが財政力指数はあくまで基準財政需要額と基準財政収入額との見合いで交付税の算定基準であって、実際の財源不足・富裕を表すものではない。財政運営の 1 つの目安として捉えるべき指標である。

分析ポイント：最近の制度改革や財政措置等により指数は大きく変動している。
財政力指数もその変動要因を精査して判断する必要がある。

- ・ **経常収支比率**：経常一般財源に対する経常経費充当一般財源の割合である。すなわち地方税や普通交付税など経常的に収入される財源のうち、人件費や公債費などの経常的に支出される経費に充当される割合で財政構造の弾力税を判断するものである。この比率が高くなるほど硬直化し 100%を超えると借入などの臨時財源に頼らなければ経常的経費を賄えなくなる。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税＋普通交付税等）＋減税補てん債＋臨時財政対策債}} \times 100$$

分析ポイント：経験的に市町村で 75%、都道府県で 80%程度が妥当であるとされてきたが最近では多くが 90%を超えている。100%を超えると経常的経費に臨時的財源を充てることになるので危機的状況となる。また国の減税分を臨時財政対策債等の赤字地方債で補てんしこの分が一般財源に参入され経常収支比率が低く表されているが実際には借金であることに留意する必要がある。

- ・ **実質公債費比率**：平成 18 年度より地方債の発行が許可制から協議制になったことにより導入された指標で平成 17 年度決算から表示されている。この指標は特別会計を含めて債務残高に対する起債の割合が 18%を超えると地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに 25%以上になると地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され 35%以上になるとこれらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されることとなる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E+F-D}$$

A；地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）

B；地方債の元利償還金に準ずるもの

C；元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D；地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「歳入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）

E；標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

F；臨時財政対策債発行可能額

- ・ **公債費負担比率**：公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、公債費に充当する一般財源の額をできるだけ増加させないための指標。経験的に 15%が警戒ライン、20%以上が危険ラインとされる。
- ・ **積立金現在高**：財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計額。このうち目的を定めていないのは財政調性基金。
- ・ **地方債現在高**：これまで発行した地方債の累積額。
- ・ **債務負担行為額**：翌年度以降に行う債務負担の限度額を予め予算の内容として決定しておくものです。物件購入、債務保証・損失補償、利子補給などがある。

分析ポイント: 地方債現在高+債務負担行為-積立金現在高を将来負担としこれを標準財政規模で割った値が 200%を超えると財政運営が厳しくなるとされる。

● 決算カードのチェックポイント

- ・ 財政規模（歳出総額）の水準（類似団体との比較等）と経年の変化をチェック
 - 財政規模の変化と政策との整合性（行革の推進等）を分析
- ・ 収支状況が適正かどうかをチェック
 - 実質収支比率が 3~5%なら適性
- ・ 経費構造の弾力性が確保されているかどうかをチェック
 - 経常収支比率が低いほど弾力的といえ、100%を超えると危機的状況
 - 義務的経費の割合が低いほど弾力的であり、インフラ整備や独自の政策の財源を確保することができる
- ・ 財政の健全性をチェック
 - 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の数値を確認して健全度をみる
- ・ 税収力が高く財政が豊かかどうかをチェック
 - 財政力指数が 1 を超えるほど税収力があり豊か、1 以上は地方交付税の不交付団体、1 未満は交付団体
- ・ 歳入の構造をチェック
 - 税収を中心に一般財源（地方税+交付税）が多いほど自主性が高い
- ・ 経費の構造をチェック
 - 性質別と目的別をクロスさせて特徴を把握
- ・ 類似団体との比較：類似団体とは、市町村（特別区含む）を人口（国政調査人口）及び産業構造（就業人口）を基準にして全国の市町村を 35 の類型（平成 18 年度決算）に分類し、当該団体と同じ類型に属する団体をいう。都道府県の類型については、財政力指数のみを基準にして全国の都道府県を 4 つのグループ及び東京都にグループ分ける。
 - 類型ごとに選定した団体の平均値を求めた値と当該団体とを比較して分析。ただし類似団体の値はあくまで平均値であってあるべき値ではないことに留意が必要。平成 28 年に統一的公会計基準の導入に伴って類型基準の見直しが行われ、産業構造の区分に関して若干の見直しが行われた。